

令和 6 年（ワ）第1045号損害賠償請求事件への対応について

1 事件番号等

- (1) 事件番号 令和 6 年（ワ）第1045号
- (2) 事件名 損害賠償請求事件
- (3) 提訴年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- (4) 裁判所名 東京地方裁判所立川支部
- (5) 原告 株式会社ヤマウチ及び株式会社 ISM WORLD CONNECTION
(以下「原告ら」という。)
- (6) 被告 武蔵野市、中嶋設備株式会社及び株式会社アウラ工房
(以下「被告ら」という。)
- (7) 文書收受日 令和 6 年 4 月 17 日（市が、口頭弁論期日呼出状及び答
弁書催告状を收受）
- (8) 第 1 回期日 令和 6 年 7 月 5 日

2 事案（訴状）の概要

本件は、原告らが展開しているスポーツジムの店舗内において、市が委託して実施した水道メータ交換を契機として漏水事故が発生したとして、原告らが、被告らに対し、連帯して合計40,842,554円及びこれに対する遅延損害金の支払などを求め、令和 6 年 4 月 1 日、東京地方裁判所立川支部に訴えを提起した事案である。

なお、株式会社ヤマウチは、本件について、令和 5 年 6 月 23 日、武蔵野簡易裁判所に市に対する民事調停の申立てを行い、以降 5 回の調停が開かれたが、令和 6 年 3 月 19 日、調停不成立となっている。

3 市の対応

市として必要な主張をするため、応訴することとし、答弁書を提出した。